

ガス小売選択約款

(家庭用ガス暖房)

東広島ニュータウン

令和6年5月1日

横山石油株式会社

登録番号 H-0035

簡易ガス選択約款

目次	頁
1. 目的	1
2. 小売約款及び変更の揭示等	1
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	2
5. 利用の申し込み	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. その他	4

(別 表)

第 1 家庭用ガス暖房契約に適用する料金

ガス小売選択約款

1. 目的

この選択約款は、ガス小売事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営を、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 小売選択約款及び変更の揭示等

- (1) 当社は、この小売選択約款を、当社の支店、営業所に掲示いたします。
- (2) 当社は、契約期間中であってもこの小売選択約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の小売選択約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従い変更後の小売選択約款の掲示及び書面交付等を行います。
- (3) お客さまは、この小売選択約款の変更に異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除することができます。
- (4) 当社は、小売選択約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を営業所等に掲示して周知いたします。
- (5) この小売選択約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6)に定める場合を除きます。
 - ① 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日並びに供給地点特定番号（お客様番号）を記載して行います。
- (6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用ガス暖房契約」とは暖房用のガス使用に対する、選択約款の名称です。
- (2)「冬期」とは11月から4月までをいい、「その他期」とは、5月から10月までをいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (5)「消費税率」・・・消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

4. 適用条件

家庭用とは、専用住宅又は業務用途を含んだ併用住宅をいいます。家庭用で、ガス温水暖房熱源機、ガス暖房機、GHPのいずれかを設置されていることとします。又その他選択約款との併用はできません

5. 利用の申し込み

- (1) 使用者が、供給条件を理解し、申し込みしていただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

ただし、解約又はガス小売供給約款への変更が設備の変更又は建物の増改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーター

の読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、ガス使用料金は消費税相当額を含んだ料金とさせていただきます。
- (2) 当社は、家庭用ガス暖房契約には別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、別表第 1.(2)に定められた各 3 カ月間ごとに、(2) ②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合には次の算式により別表第 1 の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.210 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.210 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額及び半期は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

90,590 円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第 1(2)に定められた 3 カ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりプロパン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨

五入し100円単位といたします。)を平均原料価格といたします。
ただし、その金額が144,940円以上となった場合は、144,940円といたします。

なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本ガス小売選択約款の実施期日

本ガス小売選択約款は、令和6年5月1日から実施いたします。

(別表第 1)

家庭用ガス暖房契約に適用する料金表

1. 適用

ガス温水暖房熱源機、ガス暖房機、GHPを使用する家庭用とします。

2. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単
位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に
使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算
定した冬季の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき
算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき
算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定
したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算
定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の
料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき
算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数は切り捨て)
料金に含まれる消費税相当額 = 料金 × 消費税率 / (1 + 消費税率)
- (4) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬季基準単位料金は、料金算定期間の
末日が冬季に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の
末日がその他期に属する料金に適用いたします。

3. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

（別表第3）

(1)基本料金

冬期 基本料金 1 か月及びガスメーター 1 個につき	4400.00 円
その他期 基本料金 1 か月及びガスメーター 1 個につき	2750.00 円

(2)基準単位料金

冬期 基本料金 1 か月及びガスメーター 1 個につき	318.07 円
その他期 基本料金 1 か月及びガスメーター 1 個につき	351.07 円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方当たりの単位料金といたします。